ポリ塩化ビフェニル(PCB)含有機器及び廃棄物の適正処理について

1. 背景

古いトランス・コンデンサ、照明用安定器などには、絶縁油として PCB が使用されている可能性があります。 高濃度 PCB 含有機器及び廃棄物(以下 PCB 含有機器等、と記載)は法律に基づき、令和3年3月末までに処分 が必要となり、それまでに処理されない場合には罰則の対象(※)となります。

したがって、処分期限が迫った現在、高濃度 PCB 含有機器等を処分されていない所有者には、早急に処分に係る手続きをしていただく必要があります。

※令和3年3月末までに処分されない場合は、行政から処分するように改善命令が発出されます。その命令に 従わない場合は、会社名や代表者の氏名を公表したうえで、行政代執行が行われます。

行政代執行された場合、処理に係る中小企業者等への軽減措置を受けられず、所有者に全額求償されます。

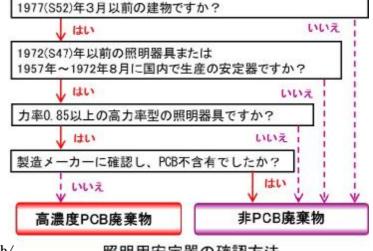
2. PCB 含有機器等の確認および処分

(1) トランスやコンデンサ、照明用安定器(業務用に限る)については、次のフローに従い、高濃度・低濃度・非 PCB の判定を行ってください。PCB 含有機器等と判定された場合は、所管自治体に届出書の提出をお願いします。

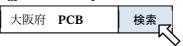
なお、通電中の機器や外部から銘板が確認できない機器の場合は、電気保安技術者等に依頼し、確認をお願いします。

詳しくは、大阪府ホームページをご覧ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/pcb/



照明用安定器の確認方法



(2) 医療機関のX線機器

PCB 含有の可能性は、製造販売年月に応じて以下のとおりです。

① 1975 年まで

高濃度 PCB 含有の可能性。メーカー に高濃度 PCB 含有の有無を確認して ください。

- ② 1990年1月まで 低濃度 PCB 含有の可能性。PCB 濃度 を測定し、確認してください。
- ③ 1990年2月以降PCB含有の可能性なし



トランス・コンデンサの確認方法

3. 問い合わせ先

事業所が大阪市、堺市、豊中市、吹田市(R2.4~)、高槻市、枚方市、寝屋川市、東大阪市、八尾市に所在する場合は各市役所に、それ以外は大阪府(06-6210-9583)にお問い合わせください。